

奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

参議院議長 佐藤尙武殿

川

上

嘉

奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問主意書

鹿児島県奄美大島はポツダム宣言受諾に伴い終戦直後占領軍の直接統治下に入り昭和二十一年二月以降日本本土との政治的、経済的、その他あらゆる関係は遮断されているが、政府は奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金、等に関し如何に考えているか、なら、本問題の解決についての具体策如何。